

一定面積以上の土地取引には届出が必要です!

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届出が必要です。

〔メール（電子データ）での提出可〕

【届出の対象となる面積（長万部町の場合）】

・都市計画区域内は5,000㎡以上 ・都市計画区域外は10,000㎡以上

【届出者】 土地の権利取得者（買主等）

【届出期限】

契約締結日から2週間以内（契約締結日を含む）

※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力願います。

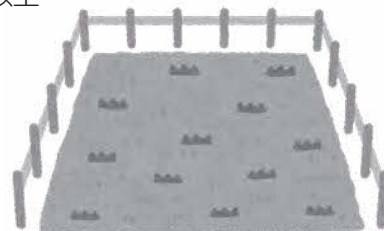
【提出書類】

- ・土地売買等届出書
- ・土地売買等契約書の写し
- ・周辺状況図…対象地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1程度の図面
- ・形状図…対象地の形状を明らかにした縮尺5百分の1から2千分の1程度の図面（公図・測量図等）

【罰則】 届出をしないと法律で罰せられることがあります。

【届出・お問い合わせ先】 新幹線推進課 ☎2-2450

※提出様式や制度の詳細はホームページをご覧ください。



交通安全コーナー

4月6日(月)～4月15日(水)

春の全国交通安全運動

新入学・新学期を迎え真新しいランドセルを背負った子どもや、通園カバンを肩にかけた子どもの姿が目につきます。

子どもの事故で圧倒的に多いのは「飛び出し」です。子どもを見かけたらアクセルをゆるめ、特に慎重な運転を心がけましょう!!



「春の道 譲る気持ちに 笑顔サク」



『急ぐ日も
足止め火を止め 準備よし』

春の全道火災予防運動

4月20日～4月30日

【お問い合わせ先】

長万部町消防本部 予防係 (☎2-2049)

春は空気が乾燥し、風が強く吹くなど小さな火元から火災になることが多い季節です。特に、子どもの火遊び・煙草の投げ捨て・野焼きの拡大による火災が多いことから、私たちの不注意や油断などにより発生する火災が多いと言えます。

火災を出さない環境づくりと「火の用心」の心を忘れず、かけがえのない命や大切な財産を火災から守りましょう。また、火災予防期間中に消防職員と消防団員が、住宅防火点検のため伺うことがありますので、ご協力ください。

《住宅用火災警報器について》

ご自宅に設置されている住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるため、注意が必要です。寿命とされている10年を目安に、本体ごと新しいものに交換しましょう。